

すかがわ統計月報 2年8月発行

須賀川公共職業安定所
石川地方職業相談室

962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話)0248-76-8609

963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話)0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和2年7月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.43倍(対前年同月比0.63ポイント減、対前月比0.14ポイント増)

7月の新たな求職申込みは435件、求人申込みは621人分でした。
これは、1件の求職申込みに対し1.43人分の求人が申込みれたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数/新規求職者数

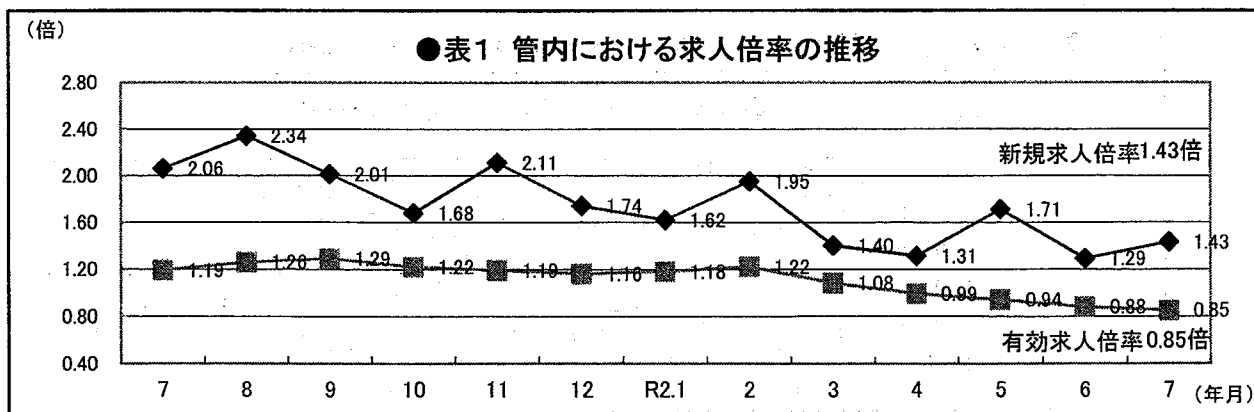
新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 0.85倍(対前年同月比0.34ポイント減、対前月比0.03ポイント減)

6月から引き続き求職している方と7月に新たに求職申込みした方の合計が2,005人であったのに対し、6月から繰り越された求人と7月に新たに申込みれた求人の合計は1,703人でした。
これは、1人の求職者に対し0.85人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数/有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

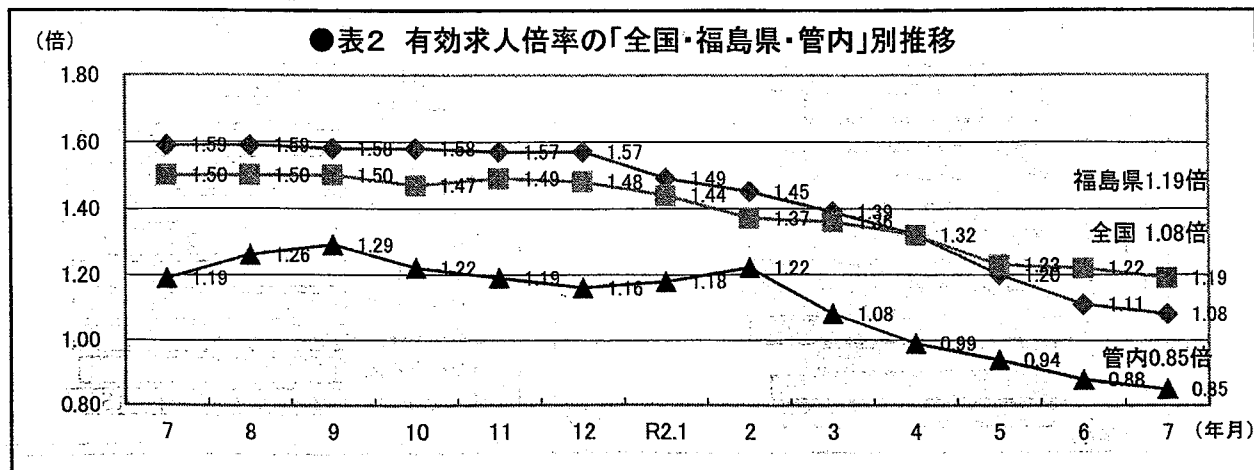


■有効求人倍率 【全 国】1.08倍(対前年同月比0.51ポイント減、対前月比0.03ポイント減)

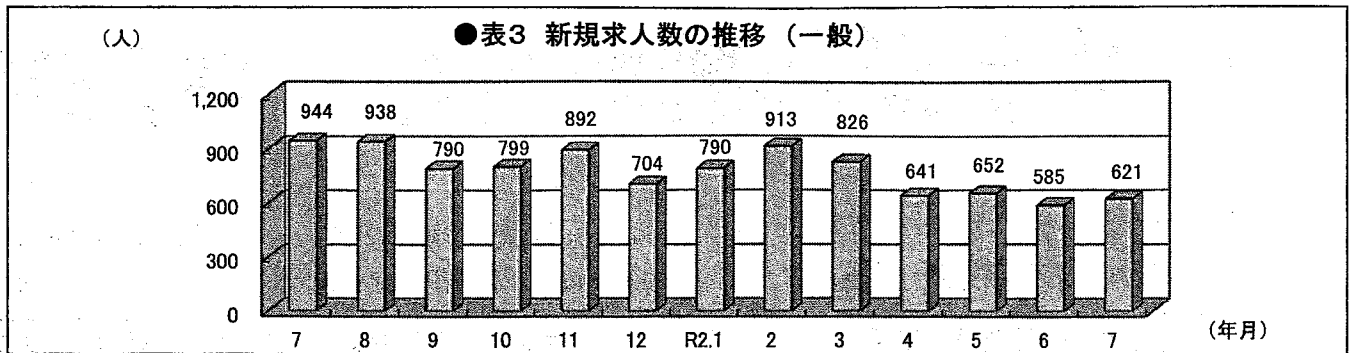
【福島県】1.19倍(対前年同月比0.31ポイント減、対前月比0.03ポイント減)

【管 内】0.85倍(対前年同月比0.34ポイント減、対前月比0.03ポイント減)

※なお、令和元年12月以前の数値は、令和2年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



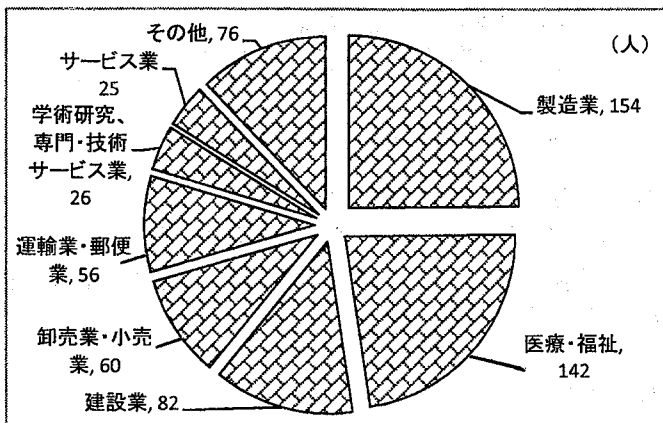
■新規求人数 621人(対前年同月比34.2%減、対前月比6.2%増)(表3)



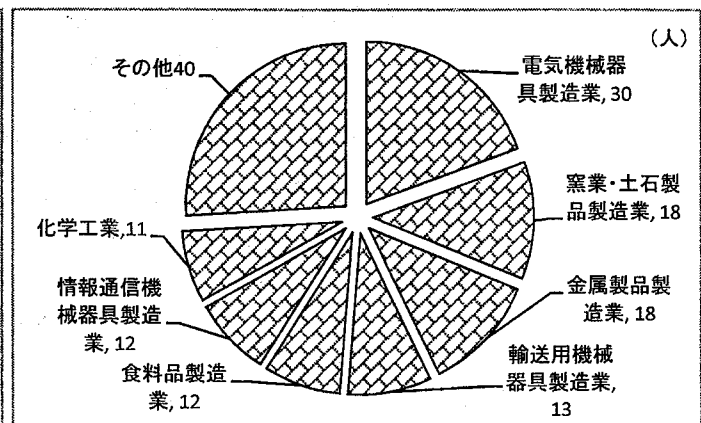
7月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が154人と最も多く、全体の24.8%を占めており、次いで医療・福祉、建設業、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は電気機械器具製造業が30人と最も多く、製造業全体の19.5%を占めており、次いで、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業となっています。(表5)

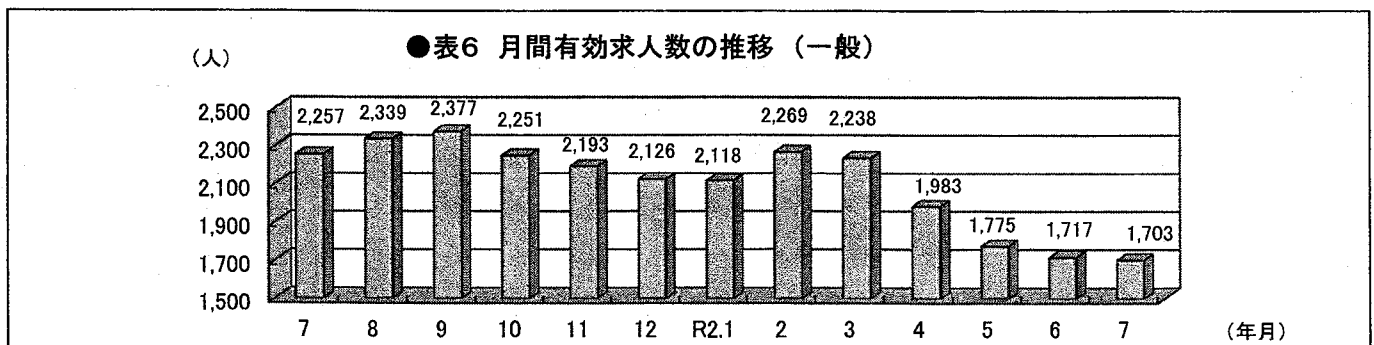
●表4 新規求人数の産業別内訳(7月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(7月)

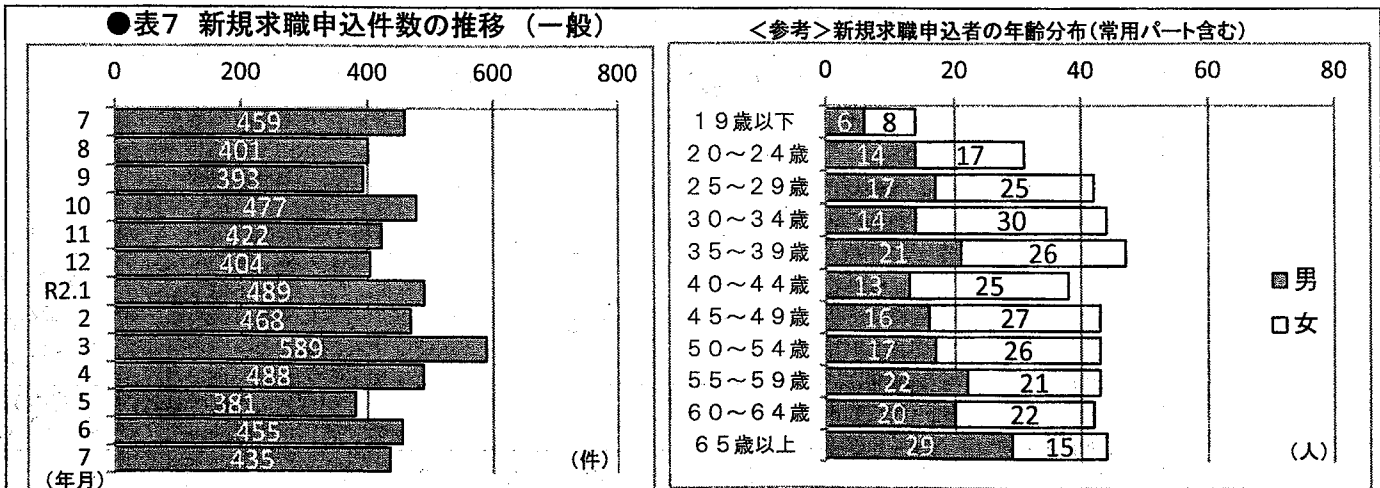


■月間有効求人数 1,703人(対前年同月比24.5%減、対前月比0.8%減)(表6)

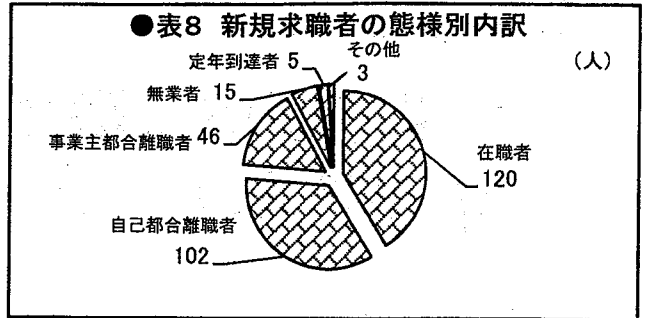


求 職

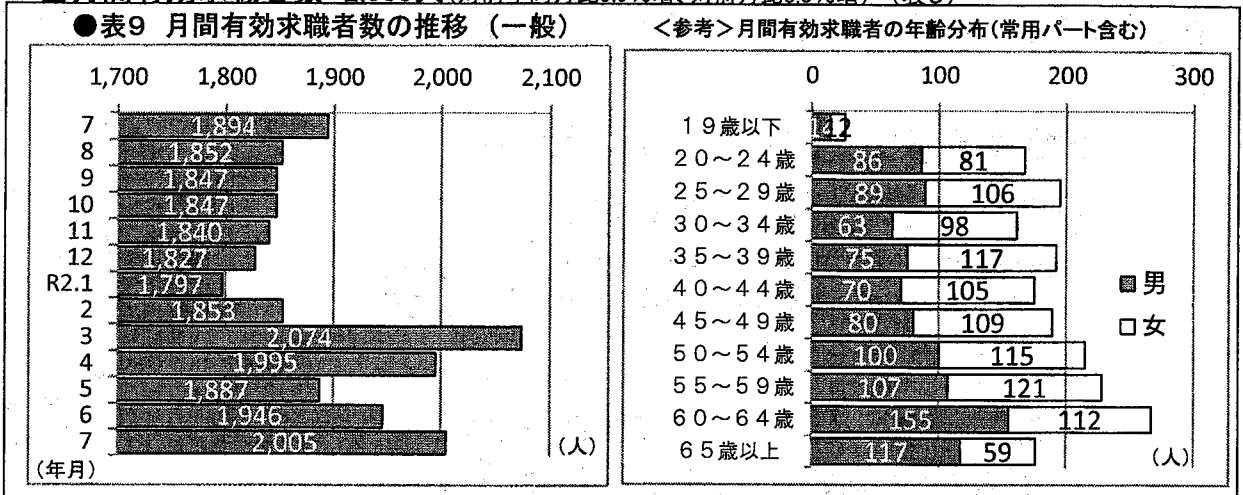
■新規求職申込件数 435件(対前年同月比5.2%減、対前月比4.4%減)(表7)



7月の新規求職申込件数291件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が120人と最も多く、全体の41.2%を占めており、次いで自己都合離職者(構成比35.1%)、事業主都合離職者(同15.8%)、無業者(同5.2%)、定年到達者(同1.7%)となっています。(表8)



■月間有効求職者数 2,005人(対前年同月比5.9%増、対前月比3.0%増) (表9)

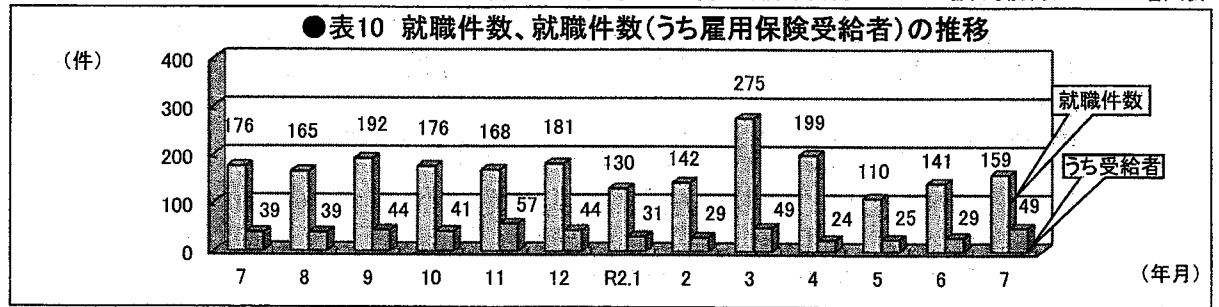


敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

■就職件数 159件(対前年同月比9.7%減、対前月比12.8%増)

■就職件数のうち保険受給者 49件(対前年同月比25.6%増、対前月比69.0%増)(表10)

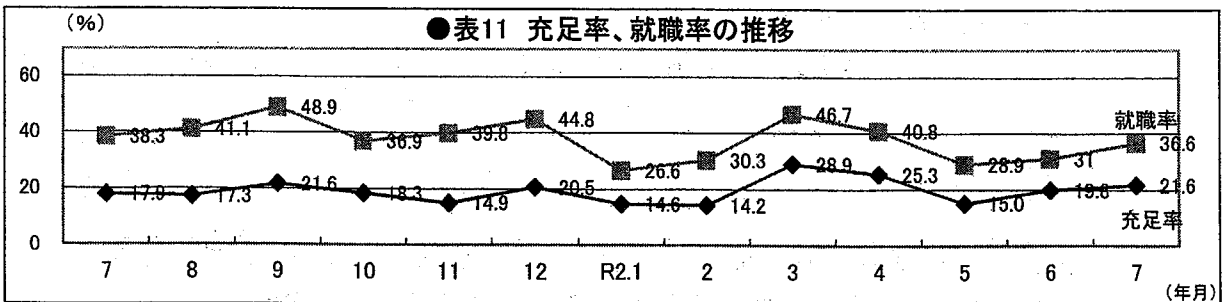


充足率、就職率

■充足率 21.6%(対前年同月比3.7ポイント増、対前月比1.8ポイント増)

■就職率 36.6%(対前年同月比1.7ポイント減、対前月比5.6ポイント増)(表11)

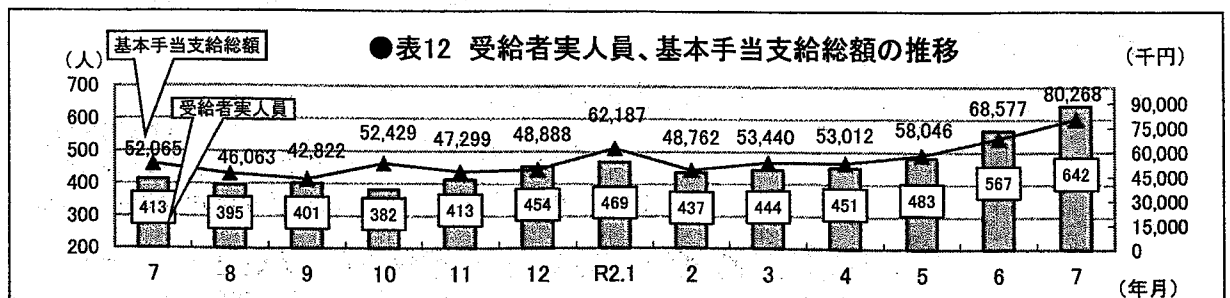
充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 642人(対前年同月比55.4%増、対前月比13.2%増)

■雇用保険基本手当支給総額 80,268千円(対前年同月比54.2%増、対前月比17.0%増)(表12)



障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク による周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

